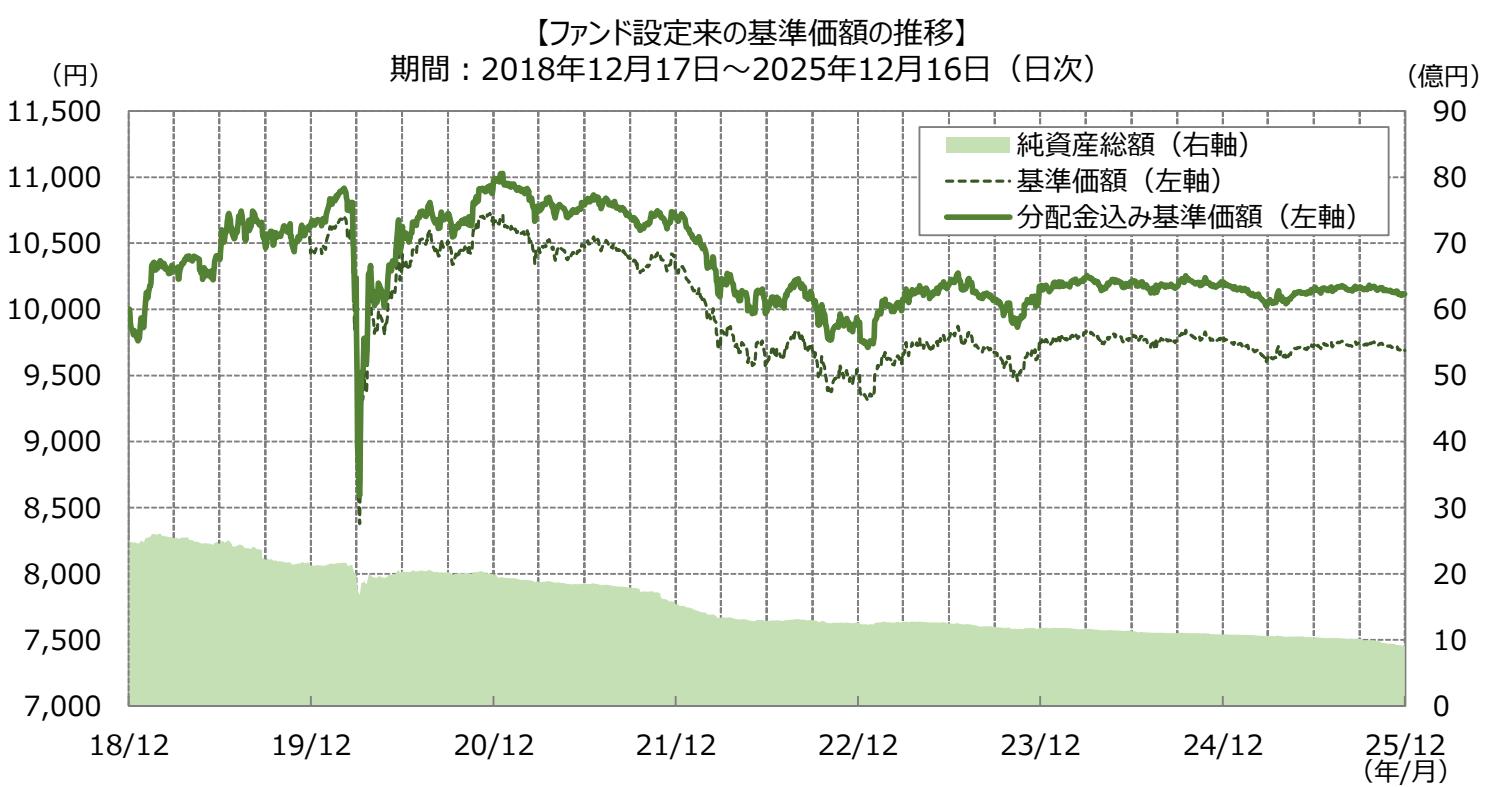


# モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2018-12 愛称：攻守の果実2018-12

## 2025年12月16日に第7期決算を迎えました。

**分配実績  
第7期分配金 6円**  
(1万口当たり、税引前)



基準価額は信託報酬控除後です。



### ファンドの分配金について

ファンドは受取ったモルガン・スタンレー社債の利金収入から信託報酬等の諸コストを差し引いた分配原資をもとに年1回の決算時に分配を行うことを目指します。

イメージ図



記載のデータは過去の実績であり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料をご覧いただくにあたっては、5ページのご留意いただきたい事項を必ずご確認ください。



## 実績クーポンについて

実績クーポンは以下の式により算出されます。

対象インデックスの

$$\text{実績クーポン(%)} = \frac{\text{ファンド設定日からの累積収益率}}{\text{経過年数}}$$

クーポン算出日における対象インデックスの累積収益率がマイナスとなり今回は実績クーポンの加算部分が支払われませんでした。よって、実績クーポンは基本保証部分（0.11%）のみとなり、第7期決算では分配金を6円（1万口当たり、税引前）とすることに決定しました。

【ファンド設定来の対象インデックス（MS DIRSインデックス2018-12）の推移】  
期間：2018年12月17日～2025年11月28日（日次）



## 次回の実績クーポンについて

次回の実績クーポンは約1年後の算出日における累積収益率÷経過年数（8年目）により決定します。当ファンドの実績クーポンには基本保証部分があり、たとえ累積収益率がマイナスとなったとしても一定水準（0.11%）以上は受取ることができます。



約1年後の実績クーポン算出日における対象インデックス値が

104となった場合

$$\text{累積収益率 (4\%)} \div \text{経過年数 (8年目)} = 0.5\%$$

101となった場合

$$\text{累積収益率 (1\%)} \div \text{経過年数 (8年目)} = 0.125\%$$

100以下となった場合

累積収益率が-2%になったとしても0.11%の実績クーポンは受取ることができます。

記載のデータは過去の実績であり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

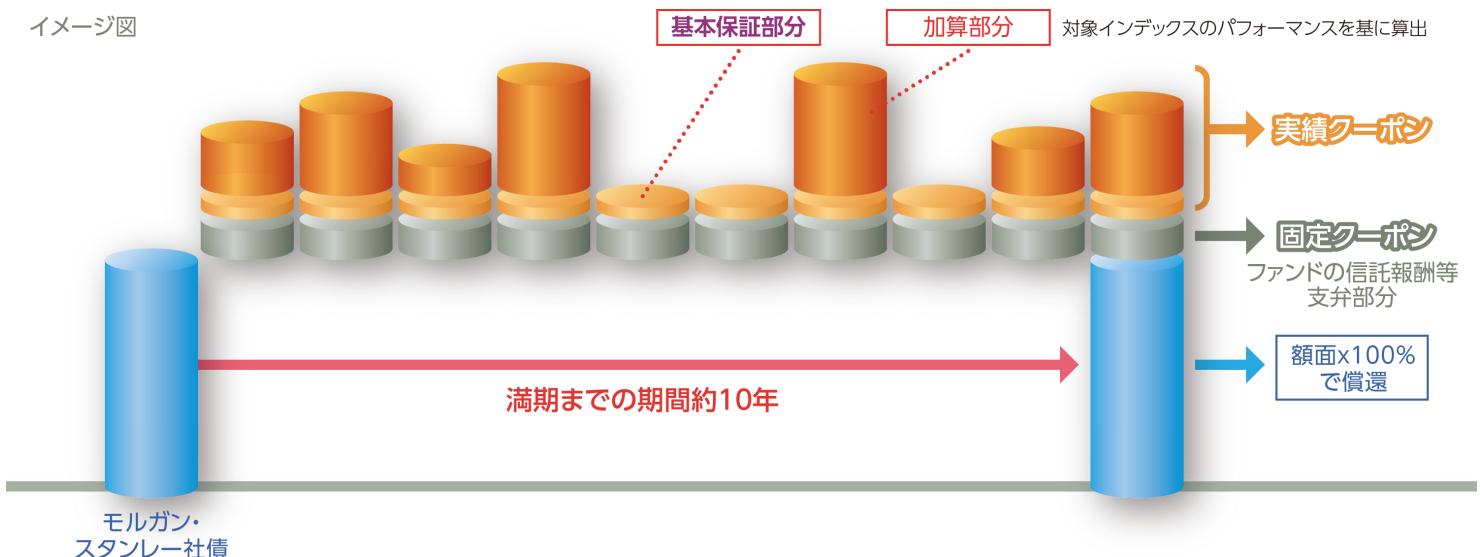
当資料をご覧いただくにあたっては、5ページのご留意いただきたい事項を必ずご確認ください。



## モルガン・スタンレー社債について

モルガン・スタンレーのマルチアセットインデックスであるMS DIRSインデックス2018-12のパフォーマンスを参照する社債です。  
対象インデックスのパフォーマンスに応じた実績クーポン（基本保証部分込み）と固定クーポン（ファンドの信託報酬等支弁部分）が支払われる仕組みになっています。

イメージ図



### 【実績クーポン】

対象インデックスのパフォーマンスに応じて、当該社債の年1回の利払日に、実績クーポンを受取ることができます。**基本保証部分**と**加算部分**に分けられます。

**基本保証部分**…年1回の利払日に一定水準（当該社債の額面総額の0.11%）を受取ります。

**加算部分**\*…対象インデックスのファンド設定日からの累積収益率に応じて受取ります。

\* 算出日における対象インデックスの累積収益率を経過年数で割った値が**基本保証部分**を上回らなかった場合には**加算部分**は支払われません。

### 【固定クーポン】

ファンドの信託報酬等支弁部分です。

年1回の利払日に、当該社債から支払われる一定水準（当該社債の額面総額の0.4%）をファンドが受取り、信託報酬等に充当します。

モルガン・スタンレー社債の発行体および保証者のモルガン・スタンレーが、経営不振やその他の予期せぬ事態により、決められた元利金を支払えない（債務不履行）場合等には、ファンドの償還時の元本が確保できない可能性があります。また、信託期間中にファンドを解約される場合やファンドが繰上償還となった場合は、解約価額や償還価額が元本を下回る可能性があります。

当資料をご覧いただくにあたっては、5ページのご留意いただきたい事項を必ずご確認ください。



# モルガン・スタンレー社債／ マルチアセット運用戦略ファンド2018-12 愛称：攻守の果実2018-12

単位型投信/内外/資産複合/特殊型（条件付運用型）  
当ファンドは特化型運用を行います。

## ファンドの特色

- モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行し、モルガン・スタンレーにより保証される円建債券に投資し、設定日から約10年後のファンドの償還価額について、元本\*確保を目指します。ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。  
\* 購入時手数料（税込）は含みません。
- モルガン・スタンレー社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
- モルガン・スタンレーが提供するマルチアセット運用戦略を用いた円建の指数（MS DIRSインデックス2018-12）のパフォーマンスに基づいて算出される債券の利金の獲得を目指します。  
MS DIRSインデックス2018-12の実質的な投資対象は、日本を含む世界各国の株価指数先物、国債先物、為替、商品先物、REIT等です。
- モルガン・スタンレー社債の利金は、固定クーポンに実績クーポンを加えて算出されます。なお、固定クーポンは毎期一定水準支払われ、実績クーポンはMS DIRSインデックス2018-12のパフォーマンスに基づいて支払われます。

ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合）が10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄をいいます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ファンドの投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。



基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

- その他の留意点  
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金に関する留意点  
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 対象インデックスに重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。
- ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

### 【当資料で使用するデータについて】

- MS DIRSインデックス2018-12

モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社は、MS DIRSインデックス2018-12の独占的所有権を有しています。モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社及びデータの作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、いかなる場合も、いかなる者に対しても、同指標並びにこれらに関連するデータの正確性（計算上の過誤・遺漏を含む）、完全性、適時性又は利用可能性、同指標の使用から得られる結果又は過去、現在若しくは将来の運用成績、又は同指標に基づく金融商品への投資の妥当性を、明示的にも黙示的にも保証し、推奨するものではなく、かつ、同指標の利用又は使用に関連して発生することのある、いかなる損害、費用又は損失に対しても責任を負いません。

換金時	換金単位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	換金については、原則として午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。	
信託期間	2028年12月18日まで (2018年12月17日設定)	
決算日	12月16日（休業日の場合は翌営業日）	
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。	
申込不可日	下記のいずれかに該当する日には、換金の申込はできません。 ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日 ・大阪取引所、Eurex取引所、シカゴ・マーカンタイル取引所、シカゴ商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨーク・マーカンタイル取引所およびロンドン金属取引所の休業日	

## ◆ 投資者が直接的に負担する費用

信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。
---------	--

## ◆ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	毎日、ファンドの元本総額に年0.385%（税抜0.35%）以内*の率を乗じて得た額とします。 * 2019年10月1日以降は年率0.37796%（税抜0.3436%）
--------------	--

## その他の費用・手数料

- 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁します。
  - 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。
- これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 販売会社

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○			
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

加入協会に○印を記載しています。

すでに販売等の取扱いは行っておりません。

## 照会先

T&Dアセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第357号  
加入協会： 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
電話番号： 03-6722-4810  
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ： <https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドの関係法人

委託会社： T&Dアセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図等を行います。  
受託会社： 三井住友信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。

## ご留意いただきたい事項

- 当資料はT&Dアセットマネジメントが作成した情報提供資料であり、当ファンドを含む有価証券の売買の勧誘を目的とするものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づいて作成したものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料で使用するデータは過去の実績もしくは表記時点での予測であり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。当資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、株式および公社債等値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。したがいまして、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益は全て投資者に帰属します。
- 大量の解約・換金申込を受け付け短期間に解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。